

社会福祉法人 明峰会

役員報酬等規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明峰会定款21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬の種類及び額)

第3条 社会福祉法人明峰会（以下「法人」という。）の役員のうち、継続かつ定期的に就業する役員（理事長）の報酬は、個人の役割、職務内容、勤務形態に応じ、職務執行の対価として、別表1の定めるとおり支給する。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は別表2の定めるとおり支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法及び支給日は、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(費 用)

第6条 法人の役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて費用を支給する。

2 役員等が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 役員等が会議等、必要に応じて職務に従事した場合の交通費の費用については、別に定める役員等費用弁償規程に基づいて費用を支給する。

(公 表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (理事長の報酬)

役職名	報酬月額
理事長	500,000円

別表2 (監事の報酬)

業務内容	報酬日額
監事監査等	30,000円

※ 理事の報酬については、内閣府令で定められる民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況、その他の事情を考慮して不当に高額なものにならないこととすることから、国税庁実施の民間給与実態統計調査における役員平均年収額を参考とする。